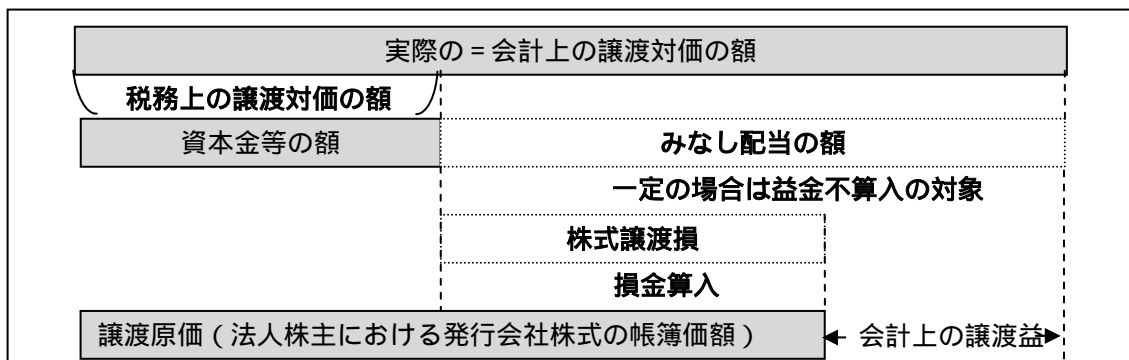


## 法人株主が完全支配関係にある会社の株式をその発行会社に譲渡した場合の税制

法人株主が完全支配関係にある会社(典型例としては100%子会社)の株式をその発行会社に譲渡した場合の税制について、平成22年度税制改正において大幅な改正が行われました。今回はこの新税制について、図解により改正前の税制と比較しながらポイントを解説します。

### 1. 税制改正前の取扱い

平成22年度改正前までは、法人株主が所有する株式をその発行会社に譲渡した場合は、発行会社との間に完全支配関係があるかどうかにかかわらず、その譲渡対価の価額からその譲渡株式に対応する発行会社の資本金等の額を控除した金額が、法人税法上の配当とみなされ(「みなし配当」・法人税法24条第1項4号)、みなし配当控除後の譲渡対価の価額から法人株主における発行会社株式の帳簿価額を控除した金額が、株式の譲渡損益とされました(改正前の法人税法61条の2第1項)。この取扱いについて図解したのが下図です。下図において、会計上は譲渡益が計上されるものの、税務上は一定の要件を満たすことにより、みなし配当について受取配当の益金不算入の規定(改正前の法人税法23条第4項)を適用してみなし配当の額から対応する負債利子の額を控除した金額が益金不算入とされる一方で、税務上の株式譲渡損は損金算入されることから、法人税の所得金額を減額させることが可能でした。



### 2. 税制改正後の取扱い

平成22年10月1日以後に、法人株主が完全支配関係のある会社の株式をその発行会社に譲渡した場合には、株式の譲渡損益の計算上、譲渡対価の額は株式の譲渡原価の額(法人株主における帳簿価額)とされ、譲渡損益は生じないことになりました(法人税法61条の2第16項)。また、改正前に株式の譲渡損益とされていた金額は、法人株主の資本金等の額の増減として処理されます(法人税法施行令8条第1項19号)。改正後の取扱いは下図の通りとなり、平成22年10月1日以後は、完全支配関係のある会社の株式を発行会社に譲渡し、株式譲渡損を生じさせることにより、法人税の所得金額を減額させることができなくなりました。

